

## 感染症等による出席停止について

学校感染症（下記参照）と診断された場合は、感染拡大を防ぐため、治癒するまでの決められた期間、出席停止となります。医師の指示に従い、ご家庭で休養してください。

### 出席停止となる学校感染症一覧

学校感染症と出席停止期間		
	病 名	期 間
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 鳥インフルエンザ（H5N1） 新型コロナウイルス感染症	完全に治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹（はしか） 流行性耳下腺炎 風疹（3日ばしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核、髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 腫瘍症状消退後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症等）	病状により医師によって感染の恐れがないと認められるまで

### 出席停止書類の提出について

\* 登校時に担任又は保健室に提出してください。

\* 提出書類は学校のホームページからダウンロードしていただけます。学校にもありますので、担任または保健室までご連絡ください。